

国家外貨管理局綜合司文書
匯綜發[2009]36号

国家外貨管理局綜合司の企業貿易与信登記管理を改善することに
関係する問題についての通知

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局

企業の登記手続を簡素化し、銀行の審査管理に便宜を図り、実体経済の成長と貿易の利便性を促進するため、ここに貿易与信登記管理の関係事項について以下の通り通知する。

一、一部の貿易与信登記管理方式の調整

(一) 企業の延払いの外貨支払可能限度額に対して残高管理を実行し、年度累計発生額管理を執行しない。企業の延払いの外貨支払可能限度額は、当該企業の直近12ヶ月の輸入外貨支払状況、企業の延払い登記状況及び企業の業界特性等により確定される。

企業の延払いの外貨支払可能限度額＝企業の直近12ヶ月の輸入外貨支払額×基礎比率－(確認済みの外貨支払登記金額－延払い消込確認金額)。そのうち、基礎比率は25%とする。

(二) 企業が貿易与信登記管理システム(以下、システムという)において行う引出登記が30,000米ドル相当額(含む)以下の前払いについては、貨物代金前払い比率制限に組み入れない。

二、以下の状況での貿易与信登記管理の範囲及び銀行の審査職責の明確化

(一) 企業が税関の発給する税関輸入貨物通関申告書を取得する前に対外支払を行う際、Ocean Bill of Lading(外航用船荷証券)、Sea Way Bill(海上貨物運送状)、Air Way Bill(航空貨物運送状)、Railway Bill(鉄道貨物運送状)、Cargo Receipt(貨物受取証)、Multimodal Transport Document(複合一貫輸送書類)、Parcel Post Receipt(郵便貨物受取証)等のTransport Document(物流書類)を既に取得している、或いは「中国電子ポーター輸入外貨支払システム」中に輸入貨物通関申告書の電子記録が既にある場合は、前払い登記手続を行う必要はない。

(二) 企業が輸入代理受取項目下で対外支払を行う際、もし銀行が企業に貨物輸送書類を交付した後90日(含む)以内に対外支払を行う場合、延払い登記

手続を行う必要はない。銀行は経常項目管理規定により企業のために対外支払手続を行う。

銀行が企業のために輸入代理受取項目下で延払いの対外支払を行う際、システムにログインし当該通関申告書に対応する延払い登記情報と照合し、且つ企業の申請した支払金額とシステム中の当該延払い可能限度額の小さい方の金額に従って対外支払手続を行わなければならない。「中国電子ポートー輸入外貨支払システム」中の輸入代理受取項目下の電子記録の確認、照合及び完了のオペレーションは、引き続き現行の規定により行う。

(三) 企業は貨物貿易の外貨受取を行う際、2008年12月1日以降の輸出且つ期限90日(含まない)以上のユーザンス回収を自主的に銀行に申告しなければならない。銀行は企業の申告に基づきシステムにログインし当該通関申告書に対応する債権登記情報と照合し、且つ今回の人民元転或いは振替の金額により当該企業のためにユーザンス回収の債権登記消込手続を行う。

(四) 境内銀行が境内輸入者のために開設する信用状、その項目下での境内輸入企業の延払いと前払いは貿易与信登記手続を行う必要はない。境外銀行が境外輸入者のために開設する信用状、その項目下での境内輸出企業の前受金とユーザンス回収は貿易与信登記手続を行わなければならない。

(五) 仲介貿易を展開する境内企業は、自身と境外販売者との購入関係及び境外購入者との販売関係に基づき、存在する貿易与信類型を別々に判断し、且つ対応する貿易与信登記手続を行わなければならない。

貨物が境内に入らない仲介貿易企業については、外貨受取明細、貨物所有権移転書類等により貿易与信登記手続を行わなければならない。貨物が保税監督管理区域(保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、総合保税区とクロスボーダー工業園区等の税関が封鎖監督管理を実行する特定区域を含む、以下同じ)に入る仲介貿易企業については、本通知第三条及び添付の操作手引等に従い貿易与信登記手続を行わなければならない。

銀行が境内企業の仲介貿易の為替の依頼を受理する際、企業貿易与信登記状況を審査する必要はなく、経常項目管理規定により企業のために外貨購入支払手続を直接行わなければならない。

三、保税監督管理区域内の貿易与信登記管理原則

(一) 保税監督管理区域内企業(以下、区内企業という)と境外企業の貨物貿易項目下の外債と対外債権は、区内企業が貿易与信登記手続を行わなければならない。具体的な操作は添付文書を参照。

(二) 区内企業と保税監督管理区域外企業(以下、区外企業という)が貨物貿易により発生する外貨決済の貿易与信行為は、区外企業が区内企業から受け

取る前受金について区外企業が前受金登記手続を行う必要があることを除き、区内企業と区外企業は貿易与信登記手続を行う必要はない。

四、国家外貨管理局各分局、外貨管理部情報技術部門は、毎月の月初 5 営業日以内に、関連規定により管轄区内企業の前月の外貨受取と外貨支払のデータを引き出し、資本項目管理部門はシステムへ導入する責任を負う。システムは翌月 1 日に導入されたデータに基づき企業の直近十二ヶ月の外貨受取総額と外貨支払総額のデータを更新し、且つ残高コントロール規模を調整する。

本通知は、公布日から開始、実施する。各分局、外貨管理部は本通知を受領した後、管轄内の分支機構と銀行に直ちに転送しなければならない。執行中に問題に遭遇した場合、国家外貨管理局に遅滞なくフィードバックされたい。ここに通知する。

添付文書：《保税監督管理区境内企業の貿易与信登記管理操作手引》

2009 年 4 月 16 日

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司】

添付文書：

一、保税監督管理区域内企業の貿易与信登記管理操作手引（前受金部分）

貿易スキーム	前受金管理方式	注意事項
1、区内企業が輸出通関項目下で取得する前受金	区内企業は前受金登記を行う必要がある。	
2、区内企業が輸出備案項目下で取得する前受金	区内企業は前受金登記を行う必要がある。	実際の輸出日は出境貨物備案清單上の最も早い日に従い計算する。
3、区内企業が境外企業と輸出契約を締結し、貨物は区外企業が直接区外で輸出通関するが、但し区内企業が境外から外貨を受け取る際に区外企業はまだ通関しておらず、外貨受取後に区外企業に振替する。	区内企業は前受金登記を行う必要がある。 区内企業が貨物代金を区外企業に振替した後、区内企業は銀行の発行する外貨振替証憑により前受金消込手続を行う。	実際の輸出日は区内企業が外貨資金を区外企業に振替した日に従い計算する。
4、区内企業とその他の区内企業の貿易往来及び区内企業と区外企業の貿易往来について、区内企業が取得する前受金	区内企業は前受金登記を行う必要はない。	

二、保税監督管理区域内企業の貿易与信登記管理操作手引（延払い部分）

貿易スキーム	前受金管理方式	注意事項
1、区内企業の輸入通関項目下で発生する延払い。	区内企業は延払い登記を行わなければならない。	
2、区内企業の輸入備案項目下で発生する延払い。	区内企業は延払い登記を行わなければならない。	実際の輸入日は入境貨物備案清單上の最も遅い日に従い計算する。
3、区外企業が区内から貨物を輸入通関（積出地は中国）するが、但し境外貨物所有権企業に直接支払う、或いは区内企業の貨物の出所がその他の区内企業（入境備案清單、倉庫移動証明等の税関監督管理証憑）であるが、但し境外貨物所有権企業に直接支払い、延払い条件に合致する場合。	境外に支払う企業は延払い登記を行う必要がある。	実際の輸入日は境内企業の輸入貨物通関申告書（積出地は中国）の発給日或いは入境備案清單、倉庫移動証明等の税関監督管理証憑上の最も遅い日に従い計算する。
4、区内企業と境外企業が輸入契約を締結し、貨物は区外企業が直接区外で輸入通関し、区外企業が区内企業に支払い、区内企業が境外に支払い、延払い条件に合致する場合。	区内企業は延払い登記を行う必要がある。	実際の輸入日は区外企業の輸入貨物通関申告書の発給日或いは電子記録上の申告日に従い計算する。
5、区内企業とその他の区内企業の貿易往来及び区内企業と区外企業の貿易往来について、区内外企業に発生する延払い。	区内企業と区外企業は延払い登記を行う必要はない。	

三、保税監督管理区域内企業の貿易与信登記管理操作手引（前払い部分）

貿易スキーム	前受金管理方式	注意事項
1、区内企業が輸入通関項目下で発生する前払い。	区内企業は前払い登記を行う必要がある。	区内企業は先ず輸入貨物通関申告書原本により銀行で電子記録照合、完了手続きを行い、その後に銀行が注記した輸入貨物通関申告書原本或いは銀行の印章捺印済み且つ「照合、完了済み、原本は銀行保管」と注記された輸入貨物通関申告書写しにより外管局で前払い消込手続きを行わなければならない。
2、区内企業が輸入備案項目下で発生する前払い。	区内企業は前払い登記を行う必要がある。	実際の輸入日は入境貨物備案清單上の最も早い日に従い計算する。 区内企業は入境貨物備案清單原本により銀行で電子記録照合完了或いは注記手続きを行い、その後に銀行が注記した入境貨物備案清單原本或いは銀行の印章捺印済み且つ「照合、完了済み、原本は銀行保管」と注記された入境貨物備案清單写しにより外管局で前払い消込手続きを行わなければならない。
3、区外企業が区内から貨物を輸入通関（積出地は中国）するが、但し境外貨物所有権企業に直接前払いを行う、或いは区内企業の貨物の出所がその他の区内企業（入境備案清單、倉庫移動証明等の税関監督管理証憑）であるが、但し境外所有権企業に直接前払いを行う場合。	境外に支払う企業は前払い登記を行う必要がある。	実際の輸入日は境内企業の輸入貨物通関申告書（積出地は中国）の発給日或いは入境備案清單、倉庫移動証明等の税関監督管理証憑上の最も早い日に従い計算する。 この貿易スキームにおいて、区外企業が境外に支払う場合、区外企業の前払い消込規定に従い消込手続きを行わなければならない。区内企業が境外に支払う場合、区内企業の輸入通関項目下或いは輸入備案項目下で発生する前払い消込規定

		により消込手続を行わなければならない。
4、区内企業が境外企業と輸入契約を締結し、貨物は区外企業が直接区外で輸入通関し、区外企業が区内企業に前払いを行い、区内企業が境外に前払いを行う場合。	区内企業は前払い登記を行う必要がある。	実際の輸入日は区外企業の輸入貨物通関申告書の発給日に従い計算する、或いは電子記録上の申告日に従い計算する。 区内企業は区外企業の輸入通関申告書原本或いは支払銀行が「輸入通関申告書は既に保管、支払金額、日付及び受取企業を注記」を注記した輸入通関申告書写し或いは電子記録照合、完了証明及び受取通知により外管局で消込手続を行う。
5、区内企業とその他の区内企業及び区内企業と境内区外企業の貿易往来について、区内外企業に発生する前払い。	区内外企業は前払い登記を行う必要はない。	

四、保税監督管理区域内企業の貿易与信登記管理操作手引（ユーザンス回収部分）

貿易スキーム	前受金管理方式	注意事項
1、区内企業が輸出通関項目下で発生するユーザンス回収。	区内企業はユーザンス回収登記を行う必要がある。	
2、区内企業が輸出備案項目下で発生するユーザンス回収。	区内企業はユーザンス回収登記を行う必要がある。	実際の輸出日は出境備案清單上の最も遅い日に従い計算する。
3、区内企業と境外企業が輸出契約を締結し、貨物は区外企業が直接区外で輸出通関し、区内企業は外貨受取後に区外企業に振替し、ユーザンス回収の条件に合致する場合。	区内企業はユーザンス回収登記を行う必要がある。	
4、区内企業とその他の区内企業及び区内企業と区外企業の貿易往来について、区内外企業に発生するユーザンス回収。	区内外企業はユーザンス回収登記を行う必要はない。	

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 商品開発部】